

平成15年 5月26日

経済産業省 資源エネルギー庁
電力・ガス事業部長 迎 陽一 殿

「送配電等業務支援機関（中立機関）の制度設計」に関する要望

大口自家発電施設者懇話会
理事長 石 黒 伸 一

大口自家発電施設者懇話会としては、市場の活発化が図られ、競争（経済性）メリットにより電気料金低減が達成されることを期待し、今後の詳細制度設計に向けて以下の通り要望を提出します。

【中立機関に関する要望】

中立機関は、「送配電分野における系統アクセス、設備形成、系統運用、情報開示等について一層の公平性、透明性を確保する為、民間の自主的な取り組みに委ねる」ことを目的とするとしています。これは従来以上に多様な事業者の意見が反映でき、公平性、透明性の確保ができるものと期待しております。

これまでは自家発電設置者や一般需要家にとって、電力流通ルールの設定根拠が非常に見え難いものとなっておりましたが、この中立機関を通じて広く公開され、系統参加者の納得感が得られることが重要なことと考えております。

また、報告書には作成すべき多くのルールが記載されておりますが、あますところなく、スピーディーかつ十分に議論尽くした上で、明確なルールとなることを期待しております。

1. 意思決定メカニズムに関するもの
 - 1) 当懇話会が構成メンバーの一員として参加し議決権が確保できるなど公平に扱っていただくことを望む
 - 2) 重要な案件の判断とその議決について明確にすることを望む
2. 組織の維持に関するもの
維持コストは過度な負担とならないように願いたい
3. 業務内容に関するもの
 - 1) 系統アクセス、系統運用、情報開示等に関するルールについては、以下については、以下の観点を含めたルール化を望む
 - ・ 系統アクセス
 - ① 接続検討期間の短縮
 - ② 潮流改善に対する評価ルールの明確化
 - ・ 系統運用
 - ① 同時同量計量点の選択緩和
 - ※現在の計量点は電力会社との受電点のみであるが小売り専用の発電機が特定できるのであれば、その発電機の送電端を計量点に選択できる。
 - ・ 情報開示
 - ① 送電線の潮流率、平均最大潮流率及び建設時の予測潮流率の公開
 - ② アクセス希望者への系統情報公開ルール
 - ③ 開示あたってはアクセス希望者に公平等価な情報を望む

- 2) 系統利用者と電力会社との送配電部門の「紛争の斡旋・調停」については、以下の観点を含めたルール化を望む
- ・ 中立機関の権限の明確化
 - ・ 紛争解決のスピードアップ
 - ・ 斡旋、調停に従わない時の罰則の明確化
 - ※中立機関が定めたルールに違反した場合のペナルティには「会社名の公表」も含めること
 - ・ 事例の公開
4. 中立機関が公平性、透明性を確保して効率的に業務を遂行することを担保するため、以下のルールの明確化を望む
- ・ 流通設備の形成
 - ①電源線と送電線の分離ルールの明確化
 - ・ 系統運用
 - ①同時同量、プロファイル取引等インバランス調整ルールの明確化
 - ②送電線空容量の算定ルールの明確化
 - ・ 情報開示
 - ①送配電設備についての資産公開
 - ②発電部門との会計分離ルールの明確化
 - ③託送料金等計算ルールの開示

以上